

「オリックス・レンテック CSR 調達ガイドライン」解説書

本ガイドラインの目的：

オリックスグループは「行動指針」や「サステナビリティポリシー」をはじめ、「人権ポリシー」「環境方針」等の方針・ポリシーを厳守しながら自社の事業活動を行うことにより、ORIX Group Purpose & Cultureを実践し、オリックスグループと社会の持続可能な発展を目指しています。オリックス・レンテック株式会社はオリックスグループの一員として、同じ目標を目指しています。

オリックス・レンテックの事業活動は、多くのステークホルダーの皆さまに支えられており、中でも当社の調達活動に関わるすべてのお取引先（以下、「サプライヤー」）の皆さまのご協力なしに、上記のオリックス・レンテックの目標を達成することはできません。本ガイドラインは、サプライヤーの皆さまにも以下に定める項目への理解と実践を期待し、持続可能な社会の実現に向けてオリックス・レンテックと協働いただくことを目的としています。

サプライヤーの皆さまに理解と実践をお願いする事項：

1. 法令の遵守

事業活動を行う国・地域で適用される法律及び社会規範を遵守するのみならず、国際的な行動規範を尊重し、また、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求は拒絶すること。

【解説】

企業の責任：

- 法令順守：近年、環境や人権、贈収賄に関わる様々な法規制や政策が各国で制定・導入されています。企業は、これらを理解し、遵守する必要があります。一部の法規制は自国だけでなく、域外にも適用される場合があります。また、サプライチェーンや市場のグローバル化に伴い、自社のみならずサプライチェーンを通じた法規制遵守、さらには国際的な行動規範の尊重が求められています。

主な国際的枠組みと規範：

- 国連グローバル・コンパクトの10原則：企業の社会的責任に関する原則
- OECD多国籍企業行動指針：多国籍企業の行動規範
- 腐敗防止に関する国連条約：汚職防止のための国際条約

具体例：

- 法令遵守のための方針策定、体制構築、教育を実施すること。
- 国内法と国際行動規範が相いれない場合は、国際行動規範を優先させた行動をとるよう努めること。
- 不正行為の発見や抑止のための内部通報制度などを整備すること。

2. 公正な取引

調達にあたっては、品質、価格、納期、調達期間、環境負荷等、多面的から取引条件を検討し、合理的な意思決定を行うこと。お取引先の経営状況、技術力、企業姿勢を評価し、お取引先が考える企業の社会的責任を尊重した取引を進めること。

また、正当な理由なく、特定のお取引先に利益を供与すること、また、不当な不利益を課すような行為は行わないこと。

【解説】

主な国際的枠組みと規範:

- 国連グローバル・コンパクトの10原則: 企業の社会的責任に関する原則
- OECD多国籍企業行動指針: 多国籍企業の行動規範
- 腐敗防止に関する国連条約: 汚職防止のための国際条約

主な関連法規:

- 各国競争法: 独占禁止法（日本）、反トラスト法（米国）、欧州連合競争法（EU）

具体例:

- 企業が内部監査を実施し、汚職や不正行為の防止策を強化すること。
- 公正な競争を促進するために、価格カルテルや談合を防止するための教育を従業員に行うこと。

3. 基本的人権の尊重と労働安全衛生への配慮

人権に関連する国際基準を尊重すると共に、労働安全衛生に配慮した事業活動を行うこと。

【解説】

3-1.基本的人権の尊重

(3-1-1). 人権に対する基本姿勢と差別の禁止

企業の責任:

- 人権の支持と尊重: 企業は、国際的に認められている人権を支持し、尊重することが求められます。
- 人権侵害の防止: 企業は、自らが人権侵害に関与しないようにする責任があります。
- 人権の尊重: 企業は、すべての人の人権を尊重しなければなりません。
- 差別の禁止: 企業は、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民などによる差別を行わないことが求められます。
- 意思決定と事業活動: 企業の意思決定や事業活動において、自らが人権侵害をしないことに加え、サプライチェーン等の取引関係を通じて人権侵害を助長しないよう努める必要があります。
- 強制労働の禁止: 本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わせないことが求められます。不当な拘束手段を用いた労働強要、時間外労働の強制等を行わないことも重要

です。また、身分証明書等の不当預かりや、預託金の不当徴収を行わないことも含まれます。

- 児童労働の禁止：その国・地域における法定就労年齢未満の児童を雇用しないことが求められます。また、児童の健康、安全、道徳を損なうような就労をさせないことも重要です。

主な国際的枠組みと規範：

- 世界人権宣言：企業は、すべての人の基本的人権を尊重し、侵害しないようにすること。
- 国連グローバル・コンパクトの10原則：企業は、人権を保護し、尊重し、自らが人権侵害に加担しないようにすること。
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」：企業は、人権デューデリジェンスを実施し、人権への悪影響を特定、予防、軽減すること。
- OECD多国籍企業行動指針：企業は、人権を尊重し、事業活動が人権に与える悪影響を防止し、緩和するためのデューデリジェンスを実施すること。
- 英国現代奴隷法：企業は、サプライチェーンにおける現代奴隷制や人身取引を防止するための措置を講じ、その取り組みを公表すること。

具体例：

- 企業が従業員の労働条件を改善し、適正な賃金を支払うことで、従業員の生活の質を向上させる取り組みを行うこと。
- 企業が従業員の健康と安全を確保するために、職場環境の改善や安全教育を実施すること。
- 採用プロセスにおいて、応募者の性別や年齢に関係なく、公平な評価を行うこと。また、障がい者のためのバリアフリーな職場環境を整備すること。
- 従業員のパスポートや身分証明書を不当に預かることを禁止すること。
- 労働契約を自由に解除できるようにすること。
- 児童労働が行われていないことを確認するための監査を実施すること。
- 児童労働のリスクがある地域での事業活動を慎重に行うこと。

(3-1-2).地域社会や先住民への配慮

企業の責任：

- 地域社会への配慮：先住民問題に限らず、影響を受ける地域社会全体に配慮し、責任ある事業運営を行うことが、操業権の維持や許認可取得のためにも不可欠です。
- 文化と歴史の尊重：先住民や少数民族が住む地域で事業を行う場合、その地域の固有の文化や歴史を尊重することが重要です。
- 先住民の権利の配慮：企業は、先住民の権利に配慮し、彼らの生活や文化を尊重することが求められます。
- 宗教的な伝統や慣習の尊重：操業する国や地域の伝統や慣習、及び従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則等によりそれを妨げることのないよう配慮することが求められます。

具体例:

- 先住民の伝統的な土地利用権を尊重し、事業活動がその土地に悪影響を与えないようにすること。
- 先住民との協議を通じて、事業計画を調整し、彼らの意見を反映させるようにすること。
- 地域社会への貢献活動や環境保護活動を行うこと。
- 従業員の宗教的な祝日に休暇を与えること。
- 宗教的な慣習に配慮した職場環境を整えること。

(3-1-3). 雇用とキャリアアップの平等な機会提供

企業の責任:

- 労働原則の認識と適用: 企業は、国際規範等で示される労働原則を認識し、普遍的な価値観として職場の基本的原則に適用することが求められます。
- 差別の禁止: 採用時において、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無等、本人の能力・適性などの合理的要素以外の要素で差別をしてはなりません。
- 平等な機会提供: 昇進や研修受講などの機会を、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無、配偶者の有無、健康状態等を理由に公平性が損なわれることなく平等に提供することが求められます。

主な国際的枠組みと規範:

- 世界人権宣言: すべての人が享受すべき基本的人権を定めています。
- ILO中核的労働基準: 労働者の基本的権利を保護するための国際基準です。
- 国連グローバル・コンパクトの10原則: 企業の社会的責任に関する原則を示しています。
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」: 企業が人権を尊重するためのガイドラインです。
- OECD多国籍企業行動指針: 多国籍企業の行動規範を示しています。
- 英国現代奴隷法: 現代の奴隷制を防止するための法律です。

具体例:

- 企業が従業員の労働条件を改善し、適正な賃金を支払うことで、従業員の生活の質を向上させる取り組みを行うこと。
- サプライチェーンにおいて児童労働が行われていないことを確認し、必要に応じて監査を実施すること。
- 採用プロセスにおいて、応募者の性別や年齢に関係なく、公平な評価を行うこと。
- 障がい者のためのバリアフリーな職場環境を整備すること。
- 研修プログラムへの参加機会を、すべての従業員に対して平等に提供すること。
- 昇進の評価基準を明確にし、透明性を持って運用すること。

(3-1-4). 非人道的な扱いやハラスメントの禁止

企業の責任:

- 非人道的な扱いの禁止: 従業員の人權を尊重し、虐待、体罰、ハラスメント（嫌がらせ）などの非人道的な扱いを禁止することが求められます。

具体例:

- ハラスメント防止のためのポリシーを策定し、従業員に周知徹底すること。
- ハラスメントの報告窓口を設置し、迅速に対応すること。

(3-1-5). 結社の自由と団体交渉の権利の尊重

企業の責任:

- 結社の自由と団体交渉の権利の尊重: 従業員が報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由を尊重し、労使の対話機会を設けることが求められます。

具体例:

- 労働組合の結成を支援し、労使間の対話を促進すること。
- 労働組合活動に対する報復行為を禁止すること。

3-2労働安全衛生への配慮

(3-2-1). 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

企業の責任:

- 安全衛生の管理: 企業は、就業中に発生する事故や、人体に有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、適切な安全対策を講じることが求められます。これには、法定点検、保護措置、危険表示、化学物質取扱管理、危険作業への対策、保護具の指定等への対応が含まれます。
- メンタルヘルスの配慮: また、従業員のメンタルヘルスにも配慮した対策を講じることが重要です。

具体例:

- 安全対策:
 - ・定期的な法定点検を実施し、設備や作業環境の安全性を確認すること。
 - ・有害な化学物質を取り扱う際には、適切な管理と危険表示を行い、従業員に保護具を提供すること。
 - ・騒音や悪臭の発生源を特定し、必要な対策を講じること。
- メンタルヘルス対策:
 - ・ストレスチェックやカウンセリングサービスを提供し、従業員のメンタルヘルスをサポートすること。

- ・メンタルヘルスに関する教育や研修を実施し、従業員が自分自身や同僚のメンタルヘルスに気を配ることができるようにすること。

(3-2-2). 適正な賃金の支払いと労働時間の管理

企業の責任:

- 適正な賃金の支払い: 操業する国や地域の法定最低賃金を順守し、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増賃金、支払方法等を公正に適用することが求められます。
- 労働時間と休暇の管理: 法定または予め合意された労働時間を順守し、従業員の労働時間を適切に管理し、有給休暇取得の権利を与えることが求められます。1週間に最低1日の休日を与えることも重要です。

具体例:

- 法定最低賃金を上回る賃金を支払うこと。
- 時間外労働に対する適正な割増賃金を支払うこと。
- 労働時間を適切に管理し、過労を防止すること。
- 有給休暇の取得を奨励し、従業員が休暇を取りやすい環境を整えること。

4.環境への配慮

環境保全、環境負荷低減に配慮した事業活動を行うこと。

【解説】

(4-1). 環境への取組みに対する基本姿勢

企業の責任:

- 環境課題の認識と解決: 企業は、事業プロセスにおいて環境課題を認識し、解決を行う仕組みづくりが求められます。また、環境に影響を与える因子を特定し、管理する責任があります。

主な国際的枠組みと規範:

- 環境と開発に関するリオ宣言: 持続可能な開発のための原則
- 国連グローバル・コンパクトの10原則: 企業の社会的責任に関する原則
- ISO14001: 環境マネジメントシステムの国際規格
- パリ協定: 気候変動対策の国際協定
- バーゼル条約: 有害廃棄物の越境移動とその処分に関する国際条約

主な関連法規:

- 日本: 環境基本法、化審法、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、水資源開発促進法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法

- 米国: TSCA（有害物質規制法）
- EU: REACH規則（化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則）
- 韓国: 有害化学物質管理法、産業安全保健法
- 中国: 新化学物質環境管理弁法
- 台湾: 職業安全衛生法

具体例:

- 企業が環境影響評価を実施し、環境に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じること。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001）を導入し、継続的な改善を図ること。

(4-2). 製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理

企業の責任:

- 化学物質の管理: 製品中の化学物質を管理することはもとより、化学物質の取扱量の把握、行政への報告などを行うことが求められます。

具体例:

- 製品に含まれる化学物質のリストを作成し、法令に基づいて管理すること。
- 化学物質の使用量を定期的に報告し、適切な管理を行うこと。

(4-3). 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減

企業の責任:

- 環境負荷削減目標の設定: 法令に定められた水準、もしくはそれ以上の自主的な環境負荷削減目標を定めることが求められます。
- 監視・制御と削減: 公害の発生を予防し、排水・汚泥・排気等の監視・制御を実施し、流出量の削減に取り組むことが重要です。

具体例:

- 排水処理設備を導入し、排水の質を監視・管理すること。
- 汚泥の発生を抑えるためのプロセス改善を行うこと。

(4-4). 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用

企業の責任:

- 省資源・省エネルギーの実行: 省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図ることが求められます。

具体例:

- エネルギー効率の高い設備を導入し、エネルギー消費を削減すること。

- 水の再利用システムを導入し、水資源の効率的な利用を図ること。

(4-5). GHG（温室効果ガス）の排出量削減

企業の責任：

- 温室効果ガスの削減：気候変動への対応として、二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスについて、自主的な削減目標を設定し、削減に取り組むことが求められます。

具体例：

- 再生可能エネルギーの利用を促進し、二酸化炭素排出量を削減すること。
- 既存設備に変えて省エネ設備を導入し、排出量を削減すること。

(4-6). 廃棄物の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクル

企業の責任：

- 廃棄物の管理と削減：廃棄物について、自主的な削減目標を設定し、削減に取り組むことが求められます。

具体例：

- 廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクル率を向上させること。
- 廃棄物の発生源を特定し、削減策を講じること。

(4-7). 生物多様性に関する取組み

企業の責任：

- 生物多様性の保全：事業が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことが求められます。

具体例：

- 事業活動が自然環境に与える影響を評価し、保全策を講じること。
- 生物多様性保全のためのプロジェクトに参加し、地域社会と協力すること。

5. 品質・安全性

適切な品質管理、品質保証体制を構築し、すべての法規制、自らの品質基準、顧客からの要求事項を遵守し、常に品質の向上に努めること。

【解説】

(5-1). 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢

企業の責任：

製品またはサービスに関する方針：企業は、法令遵守、品質管理システムの運用、安全性の確保、顧

客への情報提供、事故対応、継続的な改善を通じて、製品・サービスの品質と安全性を維持・向上させる責任があります。

主な国際的枠組みと規範:

- ISO9001: 品質マネジメントシステムの国際規格
- IEC/ISOガイド51: 製品の安全性に関するガイドライン
- ニューアプローチ欧州指令: 製品の安全性と市場監視に関する欧州の指令
- EU RoHS指令: 特定有害物質の使用制限に関する指令
- REACH規制: 化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則

具体例:

- 企業がISO9001を取得し、品質管理システムを導入し、PDCAプロセスを繰り返すことで、製品の品質保証に関わる継続的な改善に努めること。
- HACCPを導入し、食品の安全性を確保するための管理手法を実施すること。

(5-2). 製品・サービスの品質・安全性の確保

企業の責任:

- 品質・安全性の確保: 製品・サービスを市場に供給する際に、品質及び安全の確保を行うことが求められます。これには、自社における品質マネジメントシステムや第三者認証制度の活用が含まれます（例：PSEマーク、Sマーク、SGマーク、STマーク、JISマーク、JASマーク等）。

具体例:

- 製品に対してJISマーク・PSEマーク等を取得し、品質基準を満たしていることを証明すること。
- 定期的な品質検査を実施し、製品の安全性を確認すること。

主な関連法規:

- PL法: 製造物責任法
- 電波法: 電波の利用に関する法律
- 品質表示法: 製品の品質表示に関する法律
- 品確法: 品質確保法
- 道路運送車両法: 車両の安全性を確保するための法律
- 建築基準法: 建築物の安全性を確保するための法律
- 景表法: 景品表示法
- 消費生活用品安全法: 消費者製品の安全性を確保するための法律
- 電気用品安全法: 電気製品の安全性を確保するための法律
- ガス事業法: ガス事業の安全性を確保するための法律
- 薬機法: 医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性を確保するための法律

(5-3). 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応

企業の責任:

- 事故・不良品発生時の対応: 当該の事態が発生した場合、情報開示、所轄当局への連絡、製品回収、供給先への安全対策等の体制を整備することが求められます。

具体例:

- 製品に欠陥が見つかった場合、速やかにリコールを実施し、消費者に対して情報を提供すること。
- 所轄当局に対して事故報告を行い、適切な対応を取ること。

6. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報を適切に管理するための情報セキュリティ体制を構築し、機密情報や個人情報の不正または不当な利用、開示および漏洩を防止すること。

【解説】

(6-1). 情報セキュリティに対する基本姿勢

企業の責任:

- 情報の管理・保護: 企業は、事業活動を通じて得た情報を適切に管理・保護し、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じる責任があります。

主な関連法規:

- 刑法: 不正アクセスや情報漏洩に対する罰則
- サイバーセキュリティ基本法: サイバーセキュリティ対策の基本方針
- 個人情報保護法: 個人情報の適切な取り扱い
- 不正アクセス禁止法: 不正アクセス行為を禁止し、その罰則を定めたもの
- 電子署名認証法: 電子署名の利用とその認証に関する法律
- GDPR (一般データ保護規則): 欧州連合 (EU) 内の個人データの保護と自由なデータ移動を規定する法律

具体例:

- 企業が情報セキュリティポリシーを策定し、従業員に周知徹底すること。
- 定期的なセキュリティ監査を実施し、情報管理体制を強化すること。

(6-2). コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御

企業の責任:

- ネットワーク防御策の実施: コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他社に被害を与えないように管理することが求められます。

具体例:

- ファイアウォールや侵入検知システムを導入し、ネットワークの安全性を確保すること。
- 定期的なセキュリティトレーニングを実施し、従業員の意識を高めること。

(6-3). 個人データおよびプライバシー保護

企業の責任:

- 個人情報の管理・保護: 顧客・第三者・従業員の個人情報を適切に管理、保護、廃棄することが求められます。

具体例:

- 個人情報保護方針を策定し、従業員に周知徹底すること。
- 個人情報の取り扱いに関する教育を従業員に実施し、適切な管理を徹底すること。

(6-4). 機密情報の不正利用防止

企業の責任:

- 機密情報の管理・保護: 顧客・第三者から受領した機密情報を適切に管理、保護、廃棄することが求められます。

具体例:

- 機密情報の取り扱いに関するポリシーを策定し、従業員に周知徹底すること。
- 機密情報へのアクセス権限を厳格に管理し、不正利用を防止すること。

7. お取引先との協働

人権の尊重等の社会的な課題や環境への配慮をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーの皆さまのお取引先の皆さまにも協力を求め、協働して取組を推進すること。

【解説】

(7-1). サプライチェーンに対する基本姿勢

企業の責任:

- 社会的責任の実践: 企業は、製品・サービスを生み出す事業プロセスにおいて、社会的責任を果たすことが求められます。自社のみならずサプライチェーン全体でCSR調達を実践するために、CSR調達方針の制定と社内外への周知・浸透が望まれます。
- サプライヤーへの周知と順守の浸透: 自社のサプライヤーや納入元に対して、本ガイドラインについての周知と順守の浸透を実践する必要があります。

主な関連法規:

- 英国現代奴隷法: 現代の奴隷制を防止するための法律
- カリフォルニア州サプライチェーン透明法: サプライチェーンにおける人権侵害を防止するための法律

具体例:

- 企業がCSR調達方針を策定し、サプライヤーに対して定期的なトレーニングを実施すること。
- サプライチェーン全体での監査を行い、法令遵守と社会的責任の実践を確認すること。

(7-2). 紛争や犯罪への関与の無い原材料の使用 (紛争鉱物への取組み)

企業の責任:

- 紛争鉱物の使用防止: コンゴ民主共和国およびその周辺国等の現地武装勢力による非人道的行為に関わる紛争鉱物 (金 (Au)、タンタル (Ta)、タングステン (W)、錫 (Sn)) の購入・使用を防止し、サプライヤーへの調査・確認を行うことが求められます。

主な関連法規:

- ドッド・フランク法: 紛争鉱物の使用を規制するための米国の法律

具体例:

- 紛争鉱物に関するサプライヤー調査を定期的実施し、紛争地域からの鉱物使用を避けること。
- 紛争鉱物に関する報告書を作成し、透明性を確保すること。

8. 地域社会との共生

サプライヤーの皆さまの事業活動が影響を及ぼす地域社会の生活や伝統、慣習を尊重し、負の影響を軽減する取組及び、地域に貢献するサービスを提供すること。特に、地域住民の皆さまの安全・健康に配慮した事業活動を行うことにより、相互の信頼関係の構築を目指すこと。

【解説】

(8-1). 地域社会への負の影響を減らす取組み

企業の責任:

- 健康・安全衛生の確保: 企業は、生産プロセスや製品・サービスの操業による地域社会や住民への健康・安全衛生等の被害をなくすための取組みを行うことが求められます。

具体例:

- 工場の排出ガスや廃水の処理を徹底し、地域住民の健康に悪影響を与えないようにすること。
- 製品の製造過程で発生する騒音や振動を最小限に抑えるための対策を講じること。

(8-2). 持続可能な発展に向けた地域社会との取組み

企業の責任:

- 地域社会との協力: 企業は、持続可能な発展に向けて地域社会と協力し、雇用創出や技能開発、地元の製品・サービスの購入の優先やサプライヤーの育成等の取組みを行うことが求められます。

具体例:

- 雇用創出: 地元の人材を積極的に雇用し、地域の経済発展に貢献すること。
- 技能開発: 地元の学校や職業訓練施設と連携し、技能開発プログラムを提供すること。
- 地元製品・サービスの購入: 地元の製品やサービスを優先的に購入し、地域経済を支えること。
- サプライヤーの育成: 地元のサプライヤーを育成し、持続可能なサプライチェーンを構築すること。

制定日: 2024年12月1日